第3回 信濃川水系流域委員会上流部会 議事概要

開催日時: 令和 4 年 6 月 10 日 (金) 13:30~15:30

場 所:千曲川河川事務所 2 階 大会議室及び各委員所属場所等

議事次第:1. 開会

2. 挨拶

3. 出席者の紹介

4. 議事

- (1) 信濃川水系河川整備計画(変更原案)に対する各部会から頂いたご意見について(報告)
- (2) 信濃川水系河川整備計画(変更原案)に対する関係住民から頂いたご 意見について
- (3) 信濃川水系河川整備計画(変更案)(案)について
- (4)「治水経済調査マニュアル(案)各種資産評価単価及びデフレーター(令和3年3月)」における各種資産評価単価の訂正、及び河川事業の再評価説明資料〔千曲川直轄河川改修事業〕の修正について(報告)
- 5. 閉会

〇議事

- (1)信濃川水系河川整備計画(変更原案)に対する各部会から頂いたご意見について(報告)
- (2) 信濃川水系河川整備計画(変更原案)に対する関係住民から頂いたご意見について (委員 A)
- ➤ インターネットによる意見聴取の方法について、性別等を必ず記載若しくは選択しないと回答できないのか教えていただきたい。また、意見聴取に関する標準的な手法を用いて調査しているのか教えていただきたい。

(事務局)

- ▶ 性別に関しては「男性」、「女性」以外に「その他」という項目を設けている。
- ▶ 意見聴取の手法に関しては、行政でパブリックコメントを行う際、確認する内容を踏

まえ設定している。

(委員 A)

- ▶ 意見聴取等のガイドライン等があるのであれば、そのガイドラインに沿った手法で意 見聴取を実施したと記載してよいのではないか。
- ▶ 応募意見数について、1人が複数の意見を出した場合には、その人が非常に重みを持ってしまうため、整理方法を工夫したほうがよい。

(委員 B)

▶ パブリックコメントに対する回答は既に公表しているのか教えていただきたい。 (事務局)

▶ 資料-1-3に示す関係住民から頂いたご意見と回答の一覧表を、本委員会終了後、 速やかにホームページにて掲載する。

(委員 B)

- ▶ 住民意見と回答の公表の仕方について、委員会の資料として公表するだけではなく、ホームページにて「パブリックコメントに対する回答」と表示するなど、工夫したほうが良いのではないか。
- ▶ 意見応募方法のその他60件とあるが、これは地区の要望書等複数のまとまった意見が 含まれているのか。含まれているのであれば、その旨注意書きを記載するなど留意が 必要ではないか。

(事務局)

- ▶ 住民意見と回答の公表の仕方について、委員会の資料としてホームページに掲載する だけではなくて、「パブリックコメントに対する回答」との見出しを設けるなど、公表 方法を工夫する点について検討させていただく。
- ▶ 要望書等の取扱いについては、今後開催される中流部会、下流部会の結果も踏まえ、 いただいた意見について対応を検討させていただく。

(委員 A)

▶ 資料-1-2の17ページに記載されている外来植物(ブタクサ)の駆除に関する質問に対する回答がわかりづらいと感じる。「記載のとおり、河道掘削の際に外来種の駆除や侵入、樹木が再繁茂しづらい環境を形成していくとともに」とあるが、この侵入と

いうのは何を言っているのか。「河道掘削の際に外来種の駆除を行うとともに、外来植物が再繁茂しづらい環境を形成していくとともに、」と修正を行ってはどうか。また、「樹木が再繁茂しづらい環境を形成していく」というのは、ブタクサというのは樹木ではないので回答としては不適切ではないか。

▶ 参照している河川整備計画の変更原案の86ページにも同じ文言があり、少し分かりに くいと感じる。

(事務局)

▶ 各種意見がある中で、直接的な回答ができているところと、現時点では変更案の文章をもって回答としている場合がある。ご指摘のあった箇所については、この意見に対する回答を再度検討させていただく。また、あわせて、変更案の86ページについても、いただいた意見を基に事務局として検討させていただく。

(部会長)

▶ 資料-1-3についても、わかりづらい表現がないか確認し、いただいた意見に対して直接的な回答をつくっていただくようにお願いしたい。

(委員 C)

> 河川整備計画の住民意見の募集対象は変更原案部分が対象なので、変更していない部分や計画ではなく管理方法についての意見は参考意見扱いである。管理方法に関する参考意見に対する回答としては、河川整備計画記載の方針にのっとって適切に管理を進めるという回答のほうが適切ではないか。

(部会長)

▶ 基本的には委員Cのご意見の通りであるが、地域住民からいただいた意見に対しては、 参考意見であっても、できるだけ誠意をもって対応していただきたい。個別に丁寧に 説明していただいたほうがよい。

(委員 E)

▶ 流域治水に取り組むうえでは、これから地域住民の協力を得ることが必要となる。また、防災という観点からも、地域住民の意識を高めていくという意味がある。このことから、河川整備計画を分かりやすく、できるだけ広く周知していくことが重要である。特にパブリックコメントを寄せた方の属性をみると、若い人が少なく、こうした

層への情報浸透をお願いしたい。

▶ 変更した河川整備計画をどのように公表するのか、また策定までのスケジュールについて教えていただきたい。

(事務局)

- ➤ 変更のポイントの概要版について、YouTube (ユーチューブ) による解説動画を公開しており、説明のナレーションを入れるなど、見た人がわかりやすくなる工夫をしている。
- ▶ また、意見箱設置の際にも、ポイントを絞り、写真と図を用いて視覚的に分かるように工夫をした河川整備計画(変更原案)の概要版を作成し、意見聴取を実施した。
- ▶ 資料-1-2の1ページ目にスケジュールを示している。本日の信濃川水系流域委員会上流部会の後、信濃川水系流域委員会が行われ、関係機関協議、関係知事意見聴取を経て、令和4年の変更、策定を予定している。
- ▶ 策定の周知に関しては、ホームページでの公表や記者発表等の地域住民に広く認知される手法を用いる。また、さらなる周知についても今後検討させていただく。

(部会長)

▶ より多くの地域住民に知ってもらえるよう、様々な方法を使って周知していただきたい。

(委員 E)

➤ 若い世代にも伝わるなど、できるだけ理解のしやすい方法で周知をしていただけるようお願いする。

(委員 F)

▶ いただいた意見の中で、計画の変更案の修正に至った意見と至らなかった意見がある。 いただいた意見を踏まえ、なぜこの意見が変更案の修正に至ったのかなどの回答があるとより分かりやすいのではないかと感じた。

(3) 信濃川水系河川整備計画(変更案)(案)について

(委員 D)

▶ 資料-2-1の2ページ目の「砂利採取の規制」に関する変更内容は、砂利採取の規制がはなく有効活用も含むため、タイトルを修正したほうがよいのではないか。

(事務局)

▶ 事務局にて検討させていただく。

(委員 C)

➤ 河川整備計画の変更原案で重要なところは、上流部でいうと千曲川上流、要するに杭瀬下(くいせけ)地点の目標流量を大きくしているところである。そして、千曲川上流で治水を進めることは、技術的に大変難しい。この変更原案は、技術的困難を克服しようとする国土交通省の強い意志表明だと理解している。ぜひ流域治水を進めていただきたい。

(事務局)

- ▶ 高い目標ではあるが、地域の方々が安全・安心に暮らせるよう、職員一丸となって努力していく。引き続き委員の皆様からも意見等いただきながら、しっかりと治水対策を進めていく。
- (4)「治水経済調査マニュアル(案)各種資産評価単価及びデフレーター(令和3年3月)」 における各種資産評価単価の訂正、及び河川事業の再評価説明資料〔千曲川直轄河川 改修事業〕の修正について(報告)
- →委員より特に意見無し

以上